

地方公務員共済組合連合会運営規則の一部変更（案）

地方公務員共済組合連合会運営規則（昭和59年4月26日制定）の一部を次のように変更する。

第4条中「長期給付に要する資金」の次に「（以下「長期給付資金」という。）」を、「長期給付に要する費用」の次に「（基礎年金拠出金（国民年金法（昭和34年法律第141号）第9.4条の2第1項に規定する基礎年金拠出金をいう。以下同じ。）に係る負担に要する費用並びに長期給付及び基礎年金拠出金の負担に係る組合の事務に要する費用（法第113条第4項の規定による地方公共団体が負担するものを除く。）を含む。）」を加える。

第5条中「調査し」の次に「、理事長が別に定めるところにより」を加える。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

2 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）附則第18条第1項に規定する拠出金の納付が同項の規定により行われる場合には、第4条中「を含む」とあるのは「並びに厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）附則第18条第1項に規定する拠出金（以下「年金保険者拠出金」という。）に係る負担に要する費用及び年金保険者拠出金の負担に係る組合の事務に要する費用（同条第4項の規定による地方公共団体が負担するものを除く。）を含む」とする。

附 則

この変更は、平成24年2月10日から施行し、平成23年12月22日から適用する。

(運営規則変更の理由)

地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令（平成23年総務省令第167号）により、地方公務員等共済組合法施行規則（昭和37年自治省令第20号）が改正され、長期給付に要する資金が不足している地方公務員共済組合（市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあっては、全国市町村職員共済組合連合会。）からの請求に基づき、長期給付資金から交付する額の算定方法が改正されたことに伴い、当連合会に係る規定の整備を行う必要があるため、運営規則の一部を変更するものである。

地方公務員共済組合連合会運営規則の一部変更新旧対照表

変 更 後	変 更 前
<p>(長期給付資金の交付請求)</p> <p>第4条 組合(定款第2条に規定する組合(市町村職員共済組合及び都市職員共済組合)にあっては、同条に規定する市町村連合会。)をいう。以下同じ。)は、連合会に対して法第38条第3項の規定に基づき長期給付に要する資金(以下「<u>長期給付資金</u>」という。)の交付請求を行う場合は、当該請求に係る支給期月における長期給付に要する費用(基礎年金拠出金(国民年金法(昭和34年法律第141号)第94条の2第1項に規定する基礎年金拠出金をいう。以下同じ。))に係る負担に要する費用並びに長期給付及び基礎年金拠出金の負担に係る組合の事務に要する費用(法第113条第4項の規定による地方公共団体が負担するものを除く。)を含む。)の額並びに当該支給期月の前月の末日における長期経理の資産の総額及び負債の総額その他必要な事項を記載した請求書に、理事長が定める書類を添えて提出しなければならない。</p>	<p>(長期給付資金の交付請求)</p> <p>第4条 組合(定款第2条に規定する組合(市町村職員共済組合及び都市職員共済組合)にあっては、同条に規定する市町村連合会。)をいう。以下同じ。)は、連合会に対して法第38条の8第3項の規定に基づき長期給付に要する資金の交付請求を行う場合は、当該請求に係る支給期月における長期給付に要する費用</p> <p>の額並びに当該支給期月の前月の末日における長期経理の資産の総額及び負債の総額その他必要な事項を記載した請求書に、理事長が定める書類を添えて提出しなければならない。</p>

変更後	変更前
<p>(長期給付資金の交付)</p> <p>第5条 連合会は、長期給付資金の交付請求があったときは、前条の規定により提出された書類の内容が適正であるかどうか等を調査し、理事長が定めるところにより、必要とする資金を速やかに交付しなければならぬ。</p> <p>附 則</p> <p>1 この運営規則は、昭和59年4月26日から施行する。</p> <p>2 <u>厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）附則第18条第1項に規定する拠出金の納付が同項の規定により行われる場合には、第4条中「を含む」とあるのは「並びに厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）附則第18条第1項に規定する拠出金（以下「年金保険者拠出金」という。）に係る負担に要する費用及び年金保険者拠出金の負担に係る組合の事務に要する費用（同条第4項の規定による地方公共団体が負担するものを除く。）を含む」とする。</u></p>	<p>(長期給付資金の交付)</p> <p>第5条 連合会は、長期給付資金の交付請求があったときは、前条の規定により提出された書類の内容が適正であるかどうか等を調査し、必要とする資金を速やかに交付しなければならぬ。</p> <p>附 則</p> <p>この運営規則は、昭和59年4月26日から施行する。</p>